

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めましたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和元年 11 月 25 日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

**内閣府新庁舎（仮称）整備等事業の実施に関する方針**

**内閣府**

**国土交通省**

## 目 次

<b>第1 特定事業の選定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
1. 特定事業の事業内容に関する事項 .....	1
2. 特定事業の選定方法に関する事項 .....	5
<b>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>7</b>
1. 民間事業者の募集及び選定 .....	7
2. 民間事業者の選定手順 .....	7
3. 第二次審査の方法.....	8
4. 提出書類の概要 .....	9
5. 応募者の参加資格要件 .....	9
<b>第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>15</b>
1. 事業者の責任の明確化に関する事項.....	15
2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項 .....	15
<b>第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>18</b>
1. 立地に関する事項.....	18
2. 新庁舎の規模等に関する事項.....	19
<b>第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項</b> .....	<b>20</b>
1. 疑義が生じた場合の措置.....	20
2. 管轄裁判所の指定.....	20
<b>第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b> .....	<b>21</b>
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 .....	21
2. 事業の継続が困難となった場合の措置 .....	21
3. 融資機関又は融資団と国との協議 .....	22
<b>第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	<b>23</b>
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	23
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	23
3. その他の措置及び支援に関する事項.....	23
<b>第8 その他の事項</b> .....	<b>24</b>
1. 本事業において使用する言語.....	24
2. 書類作成に係る費用 .....	24
3. 実施方針の公表に関する事項.....	24
4. 今後のスケジュール .....	25
5. その他.....	25

SUMMARY .....	2 6
添付資料等.....	2 7

## 第 1 特定事業の選定に関する事項

内閣府及び国土交通省（以下「国」という。）は、内閣府新庁舎（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この内閣府新庁舎（仮称）整備等事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）は、本事業について、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）、PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（平成 30 年 10 月 23 日施行）等にとり、必要となる事項を定めるものである。

### 1. 特定事業の事業内容に関する事項

#### （1）事業名称

内閣府新庁舎（仮称）整備等事業

#### （2）事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

##### ① 名称

内閣府新庁舎（仮称）、内閣府庁舎 A 棟及び中央合同庁舎第 8 号館

##### ② 種類

庁舎及び合同庁舎（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に定める建築物）

#### （3）公共施設等の管理者等

内閣総理大臣 安倍 晋三

国土交通大臣 赤羽 一嘉

#### （4）事業目的

内閣官房及び内閣府が入居する庁舎は、業務量増大に伴う庁舎の狭隘と民間ビル等への機能分散及び耐震性能の不足により、円滑な業務の執行に支障を来すなど、庁舎の執務環境の改善、危機管理等緊急事態への対応等が喫緊の課題となっている。

本事業はこれらの課題を踏まえ、基本的性能を確保したうえで、既存庁舎である内閣府庁舎と連携した整備を行い、分散機能の更なる集約を図るとともに、敷地内において一体的で効率的な維持管理・運営を図ることを目的とする。

また併せて、平成 20 年 6 月 20 日社会資本整備審議会答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」（以下、「答申」という。）を受け策定された「霞が関地区整備・活用計画

(平成 20 年 7 月 18 日国土交通省大臣官房官庁営繕部決定)」に示される基本方針及び進め方等に基づき、霞が関地区の品格の醸成に資する施設整備を図るとともに、大局的な政策課題(景観、危機管理、環境等)に適切に対応した施設整備を図ることを目的とする。

## (5) 事業の概要

本事業は、内閣府新庁舎(仮称)(以下「新庁舎」という。)並びに外構(新設部分)及び新設付属棟(以下「新庁舎」、「外構(新設部分)」及び「新設付属棟」を総称して「新庁舎等」という。)の施設整備(既存付属棟の一部及び既存工作物の解体撤去並びに移設付属棟の移設業務を含む。)及び維持管理・運営、内閣府庁舎A棟(以下「A棟」という。)、中央合同庁舎第8号館(以下「8号館」といい、「A棟」及び「8号館」を総称して「内閣府庁舎」という。)、外構(既存部分)及び内閣府庁舎C棟(以下「C棟」という。)の改修整備業務並びにA棟、外構(既存部分)、既存付属棟及び移設付属棟(以下総称して「A棟等」といい、「新庁舎等」、「A棟等」、「8号館」及び「既存工作物」を総称して「本施設」という。)並びに8号館の維持管理・運営を実施するものである。

落札者は、本事業の遂行のみを目的とした会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定められる株式会社(以下「事業者」という。)を設立し、特定事業を実施する。

なお、本事業のうち、A棟等及び8号館の維持管理・運營業務については、平成 22 年 2 月 17 日から開始し、令和 6 年 3 月 31 日まで実施する予定である中央合同庁舎第 8 号館整備等事業の終了後、引き続き実施するものである。

## (6) 特定事業の業務内容

特定事業として事業者が実施する業務は、次の①から③に掲げるものとし、各業務の詳細については、業務要求水準書(案)(資料-1)によるものとする。

本事業に含まれていない業務は、次の④に掲げるものとする。

### ① 本施設の施設整備業務及びC棟の改修整備業務

#### ア 新庁舎施設整備業務

新庁舎施設整備(新庁舎、外構(新設部分)及び新設付属棟)につき、下記の業務を行う。

- a. 埋蔵文化財調査
- b. 設計業務(設計及び必要となる調査、手続き等)
- c. 建設業務(工事及び必要となる調査、手続き、電波障害対策工事等)
- d. 工事監理業務(工事監理等)

#### イ A棟、8号館、外構(既存部分)及びC棟の改修整備業務

A棟、8号館、外構(既存部分)及びC棟の改修につき、下記の業務を行う。

- a. 設計業務(設計及び必要となる調査、手続き等)
- b. 建設業務(工事及び必要となる調査、手続き等)

- c. 工事監理業務（工事監理）
- ウ 既存付属棟の一部及び既存工作物の解体撤去業務  
既存付属棟の一部及び既存工作物の解体撤去につき、下記の業務を行う。
  - a. 設計業務（解体撤去図の作成及び必要となる調査、手続き等）
  - b. 建設業務（解体工事及び必要となる調査、手続き等）
- エ 移設付属棟の移設業務  
門衛所 3 移設につき、下記の業務を行う。
  - a. 設計業務（設計及び必要となる調査、手続き等）
  - b. 建設業務（移設工事及び必要となる調査、手続き等）

② 本施設の維持管理業務

A棟等及び8号館は令和6年4月1日午前0時より、新庁舎等（C棟への連絡通路は除く）は国に引き渡した翌日（引き渡し後の最初の午前0時）より、令和22年3月31日午後12時まで、下記の維持管理業務を行う。

- ア 定期点検等及び保守業務
- イ 運転・監視及び日常点検・保守業務
- ウ 清掃業務
- エ 執務環境測定業務
- オ 修繕業務（新庁舎、新設付属施設、外構（新設部分）を対象）
- カ レイアウト変更対応業務

③ 本施設の運營業務

A棟等及び8号館は令和6年4月1日午前0時より、新庁舎等（C棟への連絡通路は除く）は国に引き渡した翌日（引き渡し後の最初の午前0時）より、令和22年3月31日午後12時まで、下記の運營業務を行う。

- ア 警備業務
- イ 庁舎運用業務
- ウ 官用車運行管理業務
- エ 電話交換業務
- オ 福利厚生サービス提供業務
  - a. 食堂運営
  - b. 喫茶室運営
  - c. 売店運営（書籍販売も含む）
  - d. 自動販売機運営

④ 本事業に含まれていない業務

- ア 新庁舎のLAN構築工事の設計及び工事（ただし、業務要求水準書（案）（資料－1）第4章第6節2.（1）g.は本事業内とする。）
- イ 新庁舎の特殊設備等（追加設備、システム等の本事業に含まれていない設備）整備（設計業務含む）、及びこれらの維持管理業務
- ウ 新庁舎への引越業務
- エ 電話交換業務の一部
- オ 光熱水費の管理及び支払業務（建設業務及び福利厚生サービス提供業務に係る費用を除く。）
- カ 業務要求水準書（案）（資料－1）【添付資料 2-1】「本事業の業務内容及び国が実施する業務内容」で国が実施するとしている業務  
ただし、エでいう業務の一部とは業務要求水準書（案）（資料－1）【添付資料 5-12】「電話交換業務に係る要求水準」に示す国の内部職員が行う業務を指す。

### （7）事業方式及び権利関係

事業者は、自らを新庁舎等の原始取得者とし、国有地である事業敷地に新庁舎等を整備した後、新庁舎等を未使用のまま国に引渡し、新庁舎等の維持管理及び運営を行う、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により特定事業を実施する。

### （8）事業期間

本事業の事業期間は、国と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和22年3月31日までの期間（約19年間）とする。

### （9）事業費の支払

本事業は、いわゆるサービス購入型により実施するものとし、国は、本事業の実施の対価（以下「事業費」という。）として、次の①から④に掲げる費用を事業者を支払う。

- ① 施設整備費
- ② 維持管理・運営費（ただし、事業者の福利厚生サービス提供業務に係る費用を除く。）
- ③ その他の費用
- ④ 消費税等

なお、福利厚生サービス提供業務は独立採算により実施するものとし、かかる費用は事業費に含まれない。事業者または福利厚生サービス提供業務を実施する企業は、利用者に対してサービスを提供し、利用者から直接その対価を収受する。

詳細については、事業費の算定及び支払方法（案）（資料－2）によるものとする。

### （10）本事業の実施に関する協定等

国は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次の①から③に掲げる協定等を締結する。

- ① 基本協定の締結



国は、選定された民間事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、基本協定書（案）については、入札公告時に示す。

## ② 事業契約の締結

国は、基本協定の定めるところにより、落札者が設立した事業者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約（事業契約書、業務要求水準書及び事業者が自ら提案した事業計画を含む。）を締結し、事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施する。なお、事業契約書（案）は、資料-3に示す。

## ③ 国有財産貸付契約の締結等

国は、事業契約の定めるところにより、事業者との間で、次のアからイに掲げる国有財産の貸付契約等の締結を行う。

ア 国は、事業者にPFI法第71条第1項の定めるところにより事業敷地を本施設及びC棟の施設整備業務期間中に限り無償で使用させる。なお、使用条件等の詳細については、入札公告時に示す。

イ 国は、事業者に対して有償にて本施設の一部を福利厚生サービス提供業務において使用することを許可する。なお、使用条件等については、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号。以下「行政財産取扱い基準」という。）によるものとする。

## （1 1）遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守する。

## 2. 特定事業の選定方法に関する事項

### （1）選定基準

国は、自らが本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PSC」（Public Sector Comparator）という。）と、本実施方針に示した内容に基づいて本事業の実施を事業者に委ねた場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PFI事業のLCC」（Life Cycle Cost）という。）を比較し、PFI事業のLCCがPSCを下回ると認めた場合に、PFI法第7条に基づき本事業を特定事業として選定する。

### （2）評価方法

国は、PFI法、基本方針及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成30年10月23日施行）等に基づき評価することとし、国自らが本事業を実施した場合と、事業者にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として公的財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものと評価する。

### （3）評価のための聞き取り調査

前（２）の評価を行うにあたって参考とするため、以下により、本事業をP F I 事業として実施することによる効果について、公募による聞き取り調査を行う。

- ① 聞き取り対象企業は最大 10 社程度を予定しており、応募者多数の場合には、国内で行われた本事業類似のP F I 事業に応募し、落札者となった経験のある企業、入札参加の経験のある企業の順に選定し、聞き取りを実施する。
- ② この聞き取り調査において使用する資料については公開する。ただし、聞き取り対象企業からの情報は、非公開とする。
- ③ 聞き取り調査への応募の有無は、落札者を決定する際の審査に影響するものではなく、また、聞き取り対象企業が提供する情報は、落札者を決定するため提出を求める事業提案書の内容及び入札価格を拘束するものではない。
- ④ 聞き取り調査は国が本事業について金融・法務・技術等に関する検討を委託している企業を通じて行う。

聞き取り調査の詳細については、「特定事業選定の評価に係る聞き取り調査」（別添資料－１）に示す。

#### **（４）選定結果の公表**

国は、本事業をP F I 法第 7 条に基づき特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容と併せて、国土交通省のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 民間事業者の募集及び選定

国は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、公平性及び透明性の確保を図りつつ、総合評価落札方式(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6第2項及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第91条第2項に基づく方式)により選定することを予定している。

本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の対象であり、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)が適用される。

なお、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を選定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

### 2. 民間事業者の選定手順

国は、次の手順により民間事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

#### (1) 入札公告

国は、民間事業者の選定等を行うに当たり、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、国土交通省のホームページ等への掲載その他適宜な方法により公表する。

#### (2) 質問受付

国は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

#### (3) 質問回答

国は、質問及び質問に対する回答を国土交通省のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。なお、第一次審査資料の作成に必要と判断される質問に対する回答は、第一次審査資料の受付期限までに公表する。

#### (4) 第一次審査資料の受付

入札に参加しようとする民間事業者は、入札説明書の定めるところにより、参加表明書及び第一次審査に必要な資料を提出する。

#### (5) 第一次審査結果の通知

国は、第一次審査資料を提出した民間事業者(以下「応募者」という。)を対象に第二

次審査資料提出資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。第二次審査資料提出資格があると認められた応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

#### **(6) 事業提案書作成説明会**

国は、第二次審査資料提出資格があると認められた応募者を対象に、個別に説明会を開催する。

#### **(7) 第二次審査資料の受付**

第二次審査資料提出資格があると認められた応募者は、入札説明書の定めるところにより、本事業を実施するための事業計画の提案資料及び入札書を提出する。

#### **(8) ヒアリング**

国は、第二次審査資料を提出した応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、必要に応じて第二次審査資料の事業計画の提案資料の内容についてヒアリングを行う。

#### **(9) 民間事業者の選定**

国は、入札参加者を対象に、提案された事業計画及び入札価格を総合的に評価し、本事業の実施を委ねる民間事業者を選定する。

#### **(10) 第二次審査結果の公表**

国は、入札参加者から提案された事業計画及び入札価格を総合的に評価した結果を、各入札参加者に通知するとともに、国土交通省のホームページ等への掲載その他適宜な方法により公表する。

### **3. 第二次審査の方法**

#### **(1) 有識者委員会の設置**

国は、入札参加者から提案された事業計画に対する評価の客観性を確保するため、国土交通省内に内閣府新庁舎（仮称）整備等事業有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）を設置し、入札参加者から提案された事業計画の評価に係る調査・審議を委ね、その経過及び結果を公表する。

なお、有識者委員会の構成については、入札公告時に示す。

#### **(2) 審査の内容**

入札参加者から提案された事業計画については、次の①から③に掲げる事項等について総合的に審査を行う予定である。

- ① 事業実施能力及び経営計画に関する事項
- ② 本施設及びC棟の設計・施工及び本施設（C棟への連絡通路は除く）の維持管理・運営に関するサービス水準に関する事項
- ③ 総合的なコストに関する事項

なお、具体的な事業者選定基準については、入札公告時に示す。

### **(3) 民間事業者の選定**

国は、有識者委員会から報告される調査・審議の経過及び結果を踏まえ、入札参加者から提案された事業計画及び入札価格を総合的に評価して民間事業者を選定する。

## **4. 提出書類の概要**

### **(1) 提出書類の内容**

第一次審査資料として、参加表明書及び競争参加資格の確認資料等の提出を求めることを予定している。

第二次審査資料として、入札書及び次の①から④に掲げる事項を主な内容として含む提案資料の提出を求めることを予定している。

- ① 経営管理に関する提案
- ② 施設整備に関する提案
- ③ 維持管理に関する提案
- ④ 運営に関する提案

なお、詳細については、入札公告時に示す。

### **(2) 提出書類の取扱い**

#### **① 著作権等**

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他国が本事業に関して必要と認める範囲において、国は、これを無償で使用するができるものとする。

また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、民間事業者の選定後、当該提出書類を提出した応募者に返却する。

#### **② 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

#### **③ 資料の公開**

国は、民間事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができるなど公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については各応募者と協議する。

## **5. 応募者の参加資格要件**

### **(1) 応募者の構成**

- ① 応募者は、第1 1. (6) ①～③に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループであること。
- ② 応募者を構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定められる株式会社として設立する事業者に出資を行うこと。(以下、応募者を構成する企業のうち、事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。)  
また、事業者の株主は、次のア及びイの要件を満たすこと。
- ア 構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないこと。
- イ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ③ 構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。
- ④ 応募に当たり、応募者を構成する企業それぞれが、下記のいずれかの業務に携わることを明らかにすること。
- ア 設計業務 本施設及びC棟の設計業務(第1 1. (6) ①におけるア b、イ a、ウ a 及びエ a)
- イ 建設業務 本施設及びC棟の建設業務(第1 1. (6) ①におけるア c、イ b、ウ b 及びエ b)
- ウ 工事監理業務 本施設及びC棟の工事監理業務(第1 1. (6) ①におけるア c、イ b、ウ b 及びエ b)
- エ 維持管理業務 本施設(C棟への連絡通路は除く)の維持管理業務(第1 1. (6) ②)
- オ 運営業務 本施設(C棟への連絡通路は除く)の運営業務(第1 1. (6) ③)  
なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面又は人事面において関連のある者が工事監理業務と建設業務を実施することはできない。
- ⑤ 応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、その事情を検討のうえ国が認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。
- ⑦ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。
- ⑧ 上記④における「資本面又は人事面において関連のある者」及び⑦における「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者をいう。
- ア 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。
- a 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。b において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定す

る親会社等をいう。b において同じ。) の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

④ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(b) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(d) 組合（共同企業体等を含む。以下同じ。）の理事

(e) その他の業務を執行する者であって、(a) から (d) までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその組合構成員の関係にある場合。その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## (2) 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

① 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

② PFI 法第 9 条に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。

③ 第 1 1. (6) ①～③に掲げる業務のうち当該企業が実施する業務に対応した予決令第 72 条の資格の認定を受けている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされて

いる者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。)

- ④ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（上記③の再認定を受けた者を除く。)
- ⑤ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 4 月 1 日付け建設省営管第 124 号）」又は「内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領（平成 13 年 6 月 19 日施行）」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 国土交通省が本事業に関する検討を委託（再委託企業を含む）した株式会社山下設計、PwCアドバイザリー合同会社、ダイケンエンジニアリング株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- ⑦ 有識者委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本面又は人事面において関連がある者」とは、上記（1）⑧に同じ。
- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

### （3）設計企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④の要件を満たすこと。

- ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部の平成 31・32 年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ③ 設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあつては、いずれの設計企業においても上記①及び②を満たしていること。
- ④ 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、入札公告時に示す。

### （4）建設企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）は、次の①から④の要件を満たすこと。

- ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部の平成 31・32 年度における建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基



づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- ② 次のアからウの各工事に携わる建設企業は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の平成31・32年度における一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）がそれぞれアからウに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際の経営事項評価点数がそれぞれアからウに示す点数以上であること。)

ア 建築工事 1,200 点以上

イ 電気設備工事 1,100 点以上

ウ 暖冷房衛生設備工事 1,100 点以上

- ③ 建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合にあつては、いずれの企業においても上記①及び②を満たしていること。
- ④ 建設企業の実績、各工事の配置予定技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、入札公告時に示す。

#### **(5) 工事監理企業の参加資格要件**

応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から④の要件を満たすこと。

- ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部の平成31・32年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- ② 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ③ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合にあつては、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしていること。
- ④ 配置予定の技術者の資格及び実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、入札公告時に示す。

#### **(6) 維持管理企業の参加資格要件**

応募者を構成する企業のうち本施設（C棟への連絡通路は除く）の維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③の要件を満たすこと。

- ① 平成31・32・33年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- ② 維持管理業務を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
- ③ 維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合にあつては、いずれの維持管理企業においても上記①及び②を満たしていること。

## (7) 運営企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち本施設（C棟への連絡通路は除く）の運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次の①から⑤の要件を満たすこと。

- ① 運営業務のうち警備業務及び庁舎運用業務並びに電話交換業務に携わる運営企業は、平成31・32・33年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- ② 官用車運行管理業務に携わる運営企業は、平成31・32・33年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、「役務の提供等（運送又はその他）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 運営業務を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
- ④ 警備業務に携わる運営企業は、警備業法（昭和47年法律第107号）第4条に基づく認定を有する者であること。
- ⑤ 運営業務の各業務を複数の運営企業が分担して行う場合にあつては、いずれの運営企業においても上記の要件を満たしていること。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. 事業者の責任の明確化に関する事項

##### (1) 責任分担の基本的考え方

国と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

##### (2) 想定されるリスクの責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、事業契約書（案）（資料－3）によるものとする。ただし、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行うことがある。

なお、リスク分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスク分担を変更した場合は当該回答の内容を入札公告時に示す事業契約書（案）に反映する。

##### (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

国及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額を負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、国と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については、事業契約書（案）（資料－3）による。

なお、国及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

#### 2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項

##### (1) 契約保証金の納付等

国は、事業契約に基づいて事業者が実施する施設整備業務の履行を確保するため、次の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

- ① 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付
- ② 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供  
ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供  
イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

- ③ 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供  
ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結  
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、本件工事費等に相当する合計額の  
10 分の 1 以上とする。

## (2) 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

### ① 監視の方法等

国は、事業者が事業契約に基づいて本事業を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者（以下「選定企業」という。）との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

なお、監視の具体的な時期、方法等については、業績等の監視及び改善要求措置要領（案）（資料－4）によるものとする。

### ② 改善要求、支払の減額等

国は、施設整備業務において、事業者の帰責事由により業務要求水準が達成されないことが明らかになった場合には、事業者に施設整備業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、当該部分に係る施設整備費の減額等を行うことができるものとする。また、当該内容に係る維持管理・運営費又はその他の費用もあわせて減額することができるものとする。

また、事業者の経営管理、維持管理業務又は運營業務において、事業者の帰責事由により業務要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に維持管理業務又は運營業務の方法の改善、当該業務を実施する選定企業の変更等を求めるほか、事業者を支払うべき事業費のうち維持管理・運営費及びその他の費用を減額することができるものとする。

なお、改善要求措置の具体的な方法については、業績等の監視及び改善要求措置要領（案）（資料－4）によるものとする。

## (3) 業務の履行の検査等

### ① 施設の完成検査

国は、新庁舎、外構（新設部分）、新設付属棟、内閣府庁舎改修部分、C棟改修部分、移設付属棟、解体撤去業務を行う既存付属棟の一部及び既存工作物のそれぞれ（以下「整備対象施設」という。）の引渡しを受ける前に、会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査を行う。

国は、上記の検査の結果、整備対象施設が事業契約に定められた条件に適合しない場合は事業者へ修補を求め、検査の合格をもって事業費のうち施設整備費を支払うものとする。

### ② 維持管理業務及び運營業務の検査

国は、各支払期の業務完了時に会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査を行い、事業費のうち維持管理・運営費及びその他の費用を支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定められた条件に適合しない場合、国は上記（２）②の措置を講ずる。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 立地に関する事項

#### (1) 事業敷地の概要

事業敷地に関する事項は下記のとおり。なお、事業契約締結までに、敷地Bは民有地を普通借地契約予定、敷地Cは千代田区道を取得予定である。

所在地	東京都千代田区永田町 1-6-1 他（住居表示）
敷地面積	17,409.77 m <sup>2</sup> （敷地A、敷地B及び敷地C） 敷地A：16,853.21 m <sup>2</sup> （実測面積） 敷地B：161.22 m <sup>2</sup> （実測面積） 敷地C：395.34 m <sup>2</sup> （実測面積）
地域地区	商業地域、防火地域、一団地の官公庁施設（霞が関団地）の区域、景観計画地区（一般地域）、駐車場整備地区、周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地
基準建ぺい率	50%（一団地の官公庁施設（霞が関団地））
基準容積率	500%（一団地の官公庁施設（霞が関団地））
接道状況	西側：国道246号 幅員18.0～19.2m 南側：都道412号線 幅員44.0m 東側：区道149号線 幅員5.5m～7.1m

#### (2) 既存建物等の概要

本事業の施設整備業務の対象とする事業敷地内の既存建物等は下記のとおり。

##### ① A棟

建築年次	昭和37年（1962年）
構造／階数	RC造／地上6階地下1階塔屋2階
建築面積	2,624.03 m <sup>2</sup>
延べ面積	18,384.53 m <sup>2</sup>

##### ② 8号館

建築年次	平成26年（2014年）
構造／階数	RC造／地上15階地下3階塔屋1階
建築面積	4,169.53 m <sup>2</sup>
延べ面積	52,311.62 m <sup>2</sup>

##### ③ C棟

建築面積	50.20 m <sup>2</sup>
延べ面積	466.22 m <sup>2</sup>

##### ④ 移設附属棟（門衛所3）

建築面積	6.31 m <sup>2</sup>
延べ面積	4.86 m <sup>2</sup>

⑤ 既存付属棟等（門衛所 1、門衛所 4、駐輪場）

建築面積	43.86 m <sup>2</sup>
延べ面積	39.56 m <sup>2</sup>

## 2. 新庁舎の規模等に関する事項

新庁舎の計画概要は下記のとおり。

施設名称	内閣府新庁舎（仮称）
施設規模	約 23,681 m <sup>2</sup> （新設付属棟面積含む、国有財産法上の面積）
入居予定官署	内閣官房、内閣府

## **第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項**

### **1. 疑義が生じた場合の措置**

国が入札手続において配布した一切の資料又は当該資料に係る質問回答書、入札参加者から提案された事業計画、国と落札者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、国と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

### **2. 管轄裁判所の指定**

基本協定、事業契約又は国有財産貸付契約等に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。



## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに国又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

### 2. 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了するものとする。

なお、本事業の一部のみの継続が困難となった場合は、当該部分の契約のみを解除することができるものとする。

#### (1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者が提供するサービスが事業契約に定める業務要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、国は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、国は事業契約を解除できるものとする。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合は、国は事業契約を解除できるものとする。
- ③ 上記①又は②の規定により国が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、国は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

#### (2) 国の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 国の帰責事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できるものとする。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、国は事業契約の定めるところにより、事業者に生じた増加費用を負担する。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 国又は事業者のいずれの責めにも帰さない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、国と事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が調わないときは、国が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、国は、事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除できるものとする。
- ③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従うものとする。
- ④ 不可抗力の定義については、事業契約の定めるところによるものとする。

### **3. 融資機関又は融資団と国との協議**

国は、事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者に本事業に関する資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1. 法制上及び税制上の措置に関する事項**

事業者が本事業を実施するに当たり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していないが、今後、法制又は税制の改正により措置が可能となる場合、国は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討する。

### **2. 財政上及び金融上の支援に関する事項**

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援を事業者が受けることができるように努めるものとする。

### **3. その他の措置及び支援に関する事項**

国は、事業者が事業を実施するに当たり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、国及び事業者で協議することとする。

## 第8 その他の事項

### 1. 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

### 2. 書類作成に係る費用

第一次審査資料、第二次審査資料、質問の書類の作成及び提出並びにヒアリングへの参加に係る費用は、応募者の負担とする。

### 3. 実施方針の公表に関する事項

#### (1) 担当部局

名称 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室  
住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2  
電話 03-5253-8111 (代表) 内線 23634  
FAX 03-5253-1544  
メールアドレス hqt-jn3-pfi@gxb.mlit.go.jp  
なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

#### (2) 質問又は意見等の受付及び回答の公表

実施方針及びその添付資料に関する質問、意見又は提案の受付及びこれらに対する回答の公表の方法については、次の①から⑤のとおりとする。

##### ① 受付期間

令和元年11月26日(火) 10:00 から  
令和元年12月11日(水) 17:00 まで

##### ② 提出先

上記(1)に同じ。

##### ③ 提出方法

実施方針及びその添付資料に関する質問、意見又は提案を簡潔にまとめ、質問書(様式-1)又は意見・提案書(様式-2)に記入し、質問等提出届(様式-3)を付して電子メールにより提出すること。

Microsoft Excel (Excel2013に対応した形式とする。)で作成した質問等提出届、質問書及び意見・提案書に関する電子ファイルを電子メールに添付して送付すること。電子ファイルの名称については、当該電子ファイル名の最後に「(会社名)」を追記することとし、電子メールの件名を「【内閣府新庁舎】実施方針質問(会社名)」とすること。電子メールにより提出した後、電話により担当部局に着信を確認すること。

##### ④ 回答方法

質問に対する回答は、下記⑤の予定日に国土交通省のホームページへの掲載その他適

宜の方法により公表する。

なお、公平性及び透明性を確保するため、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

- ⑤ 回答公表予定日  
令和2年2月頃

### (3) 実施方針の変更

国は、民間事業者等からの意見及び提案等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の変更を行った場合には、国土交通省のホームページ等への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

## 4. 今後のスケジュール

実施方針公表後のスケジュールについては、次のとおり予定している。

令和2年4月頃	特定事業の選定
令和2年4月頃	入札公告
令和2年5月頃	第一次審査資料の受付
令和2年6月頃	第一次審査結果の通知
令和2年9月頃	第二次審査資料の受付
令和2年11月頃	民間事業者の選定
令和2年11月頃	基本協定の締結
令和3年1月頃	事業契約の締結
令和6年4月1日	内閣府庁舎の使用開始
令和7年9月30日	整備対象施設の引渡し
令和22年3月31日	本事業終了

## 5. その他

### (1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、原則として下記のホームページを通じて適宜行う。

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk5\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk5_000003.html)

### (2) 問い合わせ先

上記3.(1)に同じ。なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

## Summary

1. Administrators of public facilities:

Shinzo Abe, Prime Minister

Kazuyoshi Akaba, Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

2. Classification of the services to be procured:

41, 42, 75, 78

3. Subject matter of the contract:

PFI-based design, construction and operation of the Cabinet Office New Building  
(BTO-scheme)

4. Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification, assuming that Value for Money test of the project has been passed:

May 2020 (Details to be announced.)

5. Time-limit for the submission of tenders, assuming that Value for Money test of the project has been passed:

September 2020 (Details to be announced)

6. Contact point for the project:

Special Project Management Office, Architecture and Building Engineering Division,  
Government Buildings Department, Ministry of Land, Infrastructure and Transport  
2-1-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8918, JAPAN

Phone: +81-3-5253-8111 (ext.23634)

## 添付資料等

- 資料－1 業務要求水準書（案）
- 資料－2 事業費の算定及び支払方法（案）
- 資料－3 事業契約書（案）
- 資料－4 業績等の監視及び改善要求措置要領（案）

別添資料－1 特定事業選定の評価に係る聞き取り調査

- 様式－1 質問書
- 様式－2 意見・提案書
- 様式－3 質問等提出届